

2022年1月27日

国際会計基準審議会 御中

情報要請「適用後レビュー IFRS 第9号『金融商品』 分類及び測定」  
に対するコメント

1. 企業会計基準委員会（以下「当委員会」又は「我々」という。）は、2021年9月に公表された国際会計基準審議会（IASB）の情報要請「適用後レビュー IFRS 第9号『金融商品』 分類及び測定」（以下「本情報要請」という。）に対して、我々のコメントを提供する機会を得たことを歓迎する。本レターは、当委員会事務局が我々の法域の利害関係者に対して実施したアウトリーチによって得られたフィードバックに基づくものであり、本情報要請の記載の各質問に対する当委員会の見解のみを述べるものではない旨をあらかじめ申し添える。

**アウトリーチの概要**

2. 当委員会事務局は、IFRS 第9号の適用についての経験に関する個別のフィードバックを得るために、限定した範囲で我々の法域の財務諸表利用者（以下「利用者」という。）、財務諸表作成者（以下「作成者」という。）、監査人及び学識経験者に対して、書面によるアウトリーチを実施した。また、当委員会及び関連する専門委員会（いずれもメンバーには、利用者、作成者、監査人及び学識経験者を含む。）においても当該フィードバックに関する議論を行った。

**アウトリーチを通じて得られた主なフィードバック**

**（過去から継続して聞かれた意見）**

3. 今回のアウトリーチにおいて、利害関係者（利用者を含む）より、過去から継続して提起している以下の論点について意見が聞かれた。
  - (1) 資本性金融商品に対する投資の価値の変動をその他の包括利益（OCI）に表示するという取消不能の選択（FVOCI オプション）を適用する資本性金融商品のOCIで認識した公正価値変動のリサイクリング

## (2) 資本性金融商品の公正価値測定

### FVOCI オプションを適用する資本性金融商品の OCI で認識した公正価値変動のリサイクリング

4. IFRS 第 9 号は、FVOCI オプションを適用する金融商品について、その他の包括利益を純損益（以下「純利益」という。）にリサイクリングすることを禁止している。しかし、その他の包括利益に認識した損益とリサイクリングとの関係は純利益に関する非常に重要なテーマである。
5. 当委員会は、かねてから主張しているとおり、純利益は企業の業績を表すものであり、一期間の純資産の変動によって測定される包括利益や、ストック情報である公正価値の情報と組み合わされることによって有用な情報を提供することになると考えている。利用者の多くは、純利益と包括利益の 2 つの指標を表示することを支持しており、我々は、財務諸表におけるこのような表示は妥当であると考えている。ただし、それぞれの指標は独立の指標であって、同じ計算書で記載する場合には、それらの調整（すなわち、リサイクリング）がメカニズムとして必要である。
6. 我々の法域では、企業の業績指標として包括利益よりも純利益が有用であると考えられている。この文脈で、現金の流入を伴う株式売却という事業活動の成果が純利益に反映されないことは、企業の業績を忠実に表現しないため、配当や株主還元という観点から重要な問題であるとの意見が聞かれている。
7. また、我々は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品については、リサイクリングが要求されていることに着目している。我々は、IASB が資本性金融商品の減損損失を改めて定義し、負債性金融商品の会計処理との整合性を図るために、リサイクリングを要求することを検討すべきであると考えている。

### 資本性金融商品の公正価値測定

8. 我々は、資本性金融商品が公正価値の変動によって得られるキャピタル・ゲインの獲得を目的とせず、事業の遂行上、取引先との関係の構築、維持及び強化のために保有し、事実上売却が制限されている場合、このような資本性金融商品の公正価値の変動を、企業の投資活動の成果として純利益に含めて認識すべきではないと考えている。
9. ほとんどの場合、非上場株式は、前項に示した資本性金融商品の特徴を有していると考えている。このような非上場株式を公正価値により測定する場合、譲渡制限が付されていることが一般的であって、取引市場が存在しないことから、企業は、IFRS

第9号の要求事項に従い、経営者による見積りを含む観察可能でない様々なインプットを考慮することになる。その結果、非上場株式の公正価値は、見積りの不確実性が非常に高いものとなる。

10. このように非常に高い不確実性を伴う公正価値で測定される資本性金融資産について、企業がFVOCI オプションを選択するか又は売買目的で保有（通常は想定されない）しない限り、このような金融資産の公正価値の変動は純利益に含めて認識することになる。この点について、恣意的な収益が計上されるリスクがあることに強い懸念を示す意見が、我々の法域の利害関係者から聞かれている。
11. したがって、我々は、第8項に示した資本性金融商品について、IASBが、引き続き公正価値の変動を純利益で認識すべきかどうか検討すべきであると考えている。これらの資本性金融商品のうち、特に非上場株式については、純利益を通じて公正価値で測定する金融資産として取り扱うべきかどうか、IASBが見直すべきであると考えている。

#### **（今回のアウトリーチで聞かれた意見）**

12. 第3項で示した我々が過去から提起する論点の他、当委員会事務局がアウトリーチにおいて受け取ったフィードバックの主な概要は、以下のとおりである。

#### **(1) 分類及び測定**

##### 契約上のキャッシュ・フローの特性

13. 近年、我々の法域において、他の法域と同様に、基準設定時に想定されていなかった要素（例えば、サステナビリティに連動する変動要素）が組み込まれた新たな種類の金融商品が組成されている。そのため、我々は、IASBがこのような新たな金融商品に対する会計上の取扱いを明確化すべきであると考えている。
14. 一方、IASBは、契約上のキャッシュ・フローの特性を中心に様々なガイダンスを公表することで実務上の課題に対処してきた。その結果、ガイダンスが複雑化し、基準の運用において高度な判断が要求される場面が増加し、実務における多様性につながっているとの意見が聞かれている。
15. 我々は、サステナビリティに連動した金融商品などの新たな要素を含む金融資産のすべてが、償却原価ではなく公正価値で測定されることは適切ではないと考えている。たとえ契約上のキャッシュ・フローの特性を基礎とする現在の枠組みを維持する場合であっても、既存ガイダンスを再整理する（ガイダンスの簡素化を含む場合

がある) 必要があると考えている。

## (2) 資本性金融商品とその他の包括利益

### FVOCI オプションの適用範囲

16. IFRS 第9号のFVOCI オプションに係る結論の背景 (IFRS 第9号 BC5.21 項) では、プッタブル金融商品 (又は清算時にのみ企業の純資産の比例的な取り分を他の当事者に引き渡す義務を企業に課す金融商品) は資本性金融商品の定義を満たさず、FVOCI オプションに適格ではないと暗示している。
17. 我々の法域の利害関係者からは、IASB が前項で示した FVOCI オプションの範囲を限定するような記述を見直すべきであるとの意見が聞かれている。これは、IAS 第32号「金融商品：表示」に従い、プッタブル金融商品を資本性金融商品として取り扱うことが整合的であり、直接保有する資本性金融商品と単なる管理目的でファンドを通じて保有する資本性金融商品とで会計処理が異なるべきであるかどうか疑問があるとしている。
18. また、FVOCI オプションは投資の性質や目的を考慮したうえで認められた会計上の選択であることから、FVOCI オプションの適用範囲を資本性金融商品に限定する必要はないとの意見が聞かれている。

## (3) その他の事項

### 組込デリバティブ

19. 我々は、金融資産が主契約である混合契約について、一定の要件を満たす場合、分離して個別に会計処理すべきであると考えている。分離処理は、金融商品が異なるリスク特性を有する要素で構成されているという経済的な実態をより忠実に表現することにつながると考えられる。この観点からは、混合契約の主契約が金融資産か金融負債かによって、異なる取扱いをすべきではない。また、金融資産が主契約である混合契約を分離することで、会計上のミスマッチの抑制にもつながる可能性があると考えている。

### 当初認識時の公正価値と取引価格が異なる場合の会計処理

20. 当初認識時の公正価値が、活発な市場における相場価格 (レベル1 インプット) の証拠がある場合、又は観察可能な市場からのデータ (レベル2 インプット) のみを用いた評価技法に基づいている場合を除き、当初認識時の公正価値と取引価格との差額は繰り延べることが要求されている。一方、事後測定では、当該差額の繰延処

理の要因となる市場で観察可能でないデータ（レベル3インプット）が変動することによる金融商品の公正価値の変動を、純利益で認識することを要求しており、当初認識と事後測定で会計上の取扱いに不整合が生じている。また、IFRS 第9号の要求事項は、IFRS 第13号「公正価値測定」の公正価値ヒエラルキーと整合していない部分がある。

当初認識時の公正価値と取引価格との差額を繰り延べる会計処理の根拠が、基準において明確ではないことから、当該差額自体の性質を踏まえた取扱いの見直しを検討すべきとの意見が聞かれている。

21. そのほか、本情報要請における個別の質問に対するコメントについては、別紙を参照されたい。
22. なお、本情報要請の個別の質問に含まれていないが、金融保証契約の保有者の取扱いについて、IFRS 第9号で明確化すべきであるとの意見も聞かれている。
23. 我々のコメントが IASB の審議に貢献することを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

川西 安喜

企業会計基準委員会 副委員長

## 各質問に対するコメント

本情報要請で求められている個別の質問に対する我々のコメントは、次のとおりである。

### 質問 1 — 分類及び測定

IFRS 第 9 号における分類及び測定の要求事項は次のようになっているか。

- (a) 企業が金融資産の測定を当該資産のキャッシュ・フロー特性及び企業が当該資産を管理すると見込んでいる方法に合わせることを可能にしているか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 企業が財務諸表利用者に将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関する有用な情報を提供する結果となっているか。賛成又は反対の理由は何か。

IFRS 第 9 号で導入された分類及び測定の変更の影響に関する情報を提供されたい(金融商品に関する情報の作成、監査、執行又は利用にあたっての継続的なコスト及び便益を含む)。

この質問は、IFRS 第 9 号の分類及び測定の要求事項に関してのコメント提出者の全体的な見解及び経験を当審議会が理解するのに役立てることを目的としている。セクション 2 から 8 は、具体的な要求事項についてのより詳細な情報を求めている。

### 質問(a)及び(b)

1. IFRS 第 9 号の分類アプローチに関して、企業が金融資産を管理する事業モデルを考慮することは、同じ契約や形態であっても企業の活動が将来キャッシュ・フローの予測に影響する点を明確にした手法であり、投資意思決定に対して有用な情報を提供することになると考える。
2. しかし、契約上のキャッシュ・フローの特性を中心に、我々の法域の利害関係者からは、いくつかの運用上の課題について意見が聞かれている。これらの課題については、第 3 項から第 8 項を参照されたい。

## 質問 2 — 金融資産の管理に関する事業モデル

(a) 事業モデルの評価は当審議会が意図したように機能しているか。賛成又は反対の理由は何か。

金融資産を事業モデルの評価に基づいて分類し測定することを企業に要求することが、企業がキャッシュ・フローを生み出すために金融資産をどのように管理しているのかに関する有用な情報を財務諸表利用者に提供するという当審議会の目的を達成しているかどうかを説明されたい。

(b) 事業モデルの評価は一貫して適用することができるか。賛成又は反対の理由は何か。

IFRS 第 9 号における異なる事業モデルの区別は明確であるかどうか、及び企業が事業モデルを決定するにあたって考慮する証拠についての適用指針は十分であるかどうかを説明されたい。

実務の不統一が存在する場合には、その不統一はどのくらい一般的であるのか及び企業の財務諸表に対する影響を説明されたい。

(c) 事業モデルの評価から生じた予想外の影響はあるか。これらの影響はどのくらい重大か。

事業モデルの評価のコストと便益を、財務諸表の作成者、財務諸表利用者、監査人又は規制当局にとっての財務報告上又は運用上の影響を考慮して、説明されたい。

上記(a)から(c)に回答するにあたり、金融資産の分類変更に関する情報を含めていただきたい。

質問(a)、(b)及び(c)

3. アウトリーチにおいて、我々の法域の利害関係者から次の意見が聞かれている。

(1) IFRS 第 9 号において、企業は、個々の金融商品の保有目的ではなく、ポートフォリオをベースに金融資産の管理に関する企業の事業モデルを決定することが要求される。金融資産の管理に関する企業の事業モデルは、事実の問題であり、単なる主張ではないとされている。しかし、実務では 1 つのポートフォリオに対し複数の管理目的が存在する場合があるため、管理目的の判定方法が明確でないことから選択の余地があり、事業モデルの評価の一貫した適用を妨げる場

合がある。

- (2) 事業モデルの変更は極めて稀な事象であると予想する前提は、現在の経済環境下において現実的ではない。例えば、市場環境の変化に応じて、事業モデルにおける金融資産の保有目的が段階的に変化したときの会計上の取扱いを明確化すべきである。

### 質問 3 — 契約上のキャッシュ・フローの特性

- (a) キャッシュ・フロー特性の評価は当審議会が意図したように機能しているか。賛成又は反対の理由は何か。

金融資産を当該資産のキャッシュ・フロー特性を考慮して分類し測定することを企業に要求することが、将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関する有用な情報を財務諸表利用者に提供するという当審議会の目的を達成しているかどうかを説明されたい。

回答者の考えでは、IFRS 第 9 号を適用して SPPI ではないキャッシュ・フローを含んだ金融資産（すなわち、IFRS 第 9 号を適用して純損益を通じて公正価値で測定することを要求される資産）に関して、異なる測定アプローチの適用（すなわち、償却原価又は OCI を通じた公正価値の使用）によって有用な情報が提供できるという場合には、次のことを説明されたい。

- (i) 当該資産について純損益を通じて公正価値で測定することが要求される理由（すなわち、IFRS 第 9 号を適用して、資産が SPPI ではないキャッシュ・フローを有していると企業が結論を下す理由）
- (ii) どの測定アプローチが、当該資産に関して有用な情報を提供できると考えるのか、及びその理由（当該アプローチをどのように適用するのかの説明を含む）。例えば、当該資産に償却原価測定の要求事項をどのように適用するのか（特に、キャッシュ・フローが信用リスク以外の変動可能性に晒されている場合）。（実効金利法の適用に関する追加質問についてはセクション 7 参照）

- (b) キャッシュ・フロー特性の評価は一貫して適用することができるか。賛成又は反対の理由は何か。

要求事項が、IFRS 第 9 号の範囲に含まれるすべての金融資産（サステナビリティに連動した要素などの新たな商品要素を含んだ金融資産を含む）に一貫した方法



で当該評価を適用できるようにするのに十分なほど明確で包括的であるかどうかを説明されたい。

実務の不統一が存在する場合には、その不統一はどのくらい一般的であるのか及び企業の財務諸表に対する影響を説明されたい。

(c) キャッシュ・フロー特性の評価から生じた予想外の影響はあるか。これらの影響はどのくらい重大か。

契約上のキャッシュ・フローの評価のコストと便益を、財務諸表の作成者、財務諸表利用者、監査人又は規制当局にとっての財務報告上又は運用上の影響を考慮して、説明されたい。

上記(a)から(c)に回答するにあたり、サステナビリティに連動した要素を含んだ金融商品及び契約上リンクしている金融商品に関する情報を含めていただきたい。

質問(a)、(b)及び(c)

4. 近年、我々の法域において、他の法域と同様に、基準設定時に想定されていなかった要素（例えば、サステナビリティに連動する変動要素）が組み込まれた新たな種類の金融商品が組成されている。しかしながら、新たな要素を含むこのような金融商品は、契約上のキャッシュ・フローの特性の要件を満たさないために、償却原価ではなく公正価値で測定される可能性があることが指摘されている。我々は、このような帰結は、適切ではないと考えており、社会的な要請から、当該要素が組み込まれた金融商品は増加傾向にあるため、IASBは、このような新たな要素に対応する必要があると考えている。
5. 一方、IASBは、契約上のキャッシュ・フローの特性を中心に様々なガイダンスを公表することで実務上の課題に対処してきた。その結果、ガイダンスが複雑化し、基準の運用において高度な判断が要求される場面が増加し、実務における多様性につながっているとの意見が聞かれている。
6. 我々の法域の利害関係者からは、特に次のガイダンス及び例の運用が煩雑であり、問題になる場合があるとの意見が聞かれている。
  - (1) 貨幣の時間価値の改変に関するガイダンス<sup>1</sup>

<sup>1</sup> IFRS 第9号 B4.1.9A項から B4.1.9E項

(2) 期限前償還要素に関するガイダンス<sup>2</sup>及び IFRS 第 9 号 B4. 1. 13 項の金融商品 E の例

新たな規制に対応した金融商品のなかには、経済実態は異ならないとしても、各法域の法令等から生じる影響の捉え方に解釈の余地があるため、会計上の取扱いに多様性が生じている。

(3) 契約上リンクしている商品に関するガイダンス<sup>3</sup>

① 例えば、原資産が不動産である場合、経済的な実態が類似する複数のトランシェを有しないノンリコースの金融商品に関する要求事項<sup>4</sup>と契約上リンクしている商品の要求事項のいずれが適用されるかにより、会計上の取扱いが大きく異なる結果が生じ得る。

② 不動産が組み込まれている場合、「原金融商品プール」として想定しているものが何か、また「原金融商品プール」という用語と IFRS 第 16 号における貸手のリース（リース債権）との関係が必ずしも明確ではない。

7. そのほか、我々の法域の利害関係者からは、契約上のキャッシュ・フローの特性を判断するために必要な情報の収集及び分類作業にかなりのコスト負担が生じており、機動的な業務運営への影響を懸念する意見も聞かれている。
8. 第 4 項から第 7 項で示したとおり、我々は、サステナビリティに連動した金融商品などの新たな要素を含む金融資産のすべてが、償却原価ではなく公正価値で測定されることは適切ではないと考えている。たとえ契約上のキャッシュ・フローの特性を基礎とする現在の枠組みを維持する場合であっても、既存ガイダンスを再整理する（ガイダンスの簡素化を含む場合がある）必要があると考えている。

質問 4 — 資本性金融商品とその他の包括利益

(a) 資本性金融商品に対する投資の公正価値変動を OCI に表示する選択肢は、当審議会が意図したように機能しているか。賛成又は反対の理由は何か。

IFRS 第 9 号を適用して作成した資本性金融商品に対する投資に関する情報が、財務諸表利用者に有用であるかどうかを説明されたい ((i) 純損益を通じて公正価

<sup>2</sup> IFRS 第 9 号 B4. 1. 10 項から B4. 1. 12A 項

<sup>3</sup> IFRS 第 9 号 B4. 1. 20 項から B4. 1. 26 項

<sup>4</sup> IFRS 第 9 号 B4. 1. 18 項

値で測定する資本性金融商品と(ii) OCI 表示の選択肢を適用した資本性金融商品の両方を考慮して)。

OCI 表示の選択肢を適用した資本性金融商品について、当該投資に関する情報が有用であるかどうかを説明されたい(当審議会がこの選択肢を適用することを意図した投資の種類、処分による利得及び損失のリサイクリングの禁止及び IFRS 第7号で要求している開示を考慮して)。

(b) どのような資本性金融商品について、企業は公正価値変動を OCI に表示することを選択しているのか。

これらの資本性金融商品の特性、この選択肢を当該投資について使用することを企業が選択した理由、及び企業の持分投資ポートフォリオのうち当該投資が占める比率はどのくらいなのかを説明されたい。

(c) 資本性金融商品に対する投資の公正価値変動を OCI に表示する選択肢から生じた予想外の影響はあるか。これらの影響はどのくらい重大か。

IFRS 第9号で導入された要求事項が企業の投資意思決定に影響を与えたかどうかを説明されたい。そうである場合、理由は何か、どのように影響を与えたのか、どの程度なのか。回答の裏付けとなる利用可能な証拠(影響の内容及び重大性を当審議会が理解できるようにする証拠)を示されたい。

上記(a)から(c)に回答するにあたり、利得及び損失のリサイクリングに関する情報を含めていただきたい。

質問(a)及び(c)

### **(売買目的保有ではない資本性金融商品に対する投資の価値の変動を OCI に表示するという取消不能の選択 (FVOCI オプション))**

#### リサイクリング

- IFRS 第9号は、FVOCI オプションを適用する金融商品について、その他の包括利益を純利益にリサイクリングすることを禁止している。しかし、その他の包括利益に認識した損益とリサイクリングとの関係は純利益に関する非常に重要なテーマである。
- 当委員会は、かねてから主張しているとおり、純利益は企業の業績を表すものであり、一期間の純資産の変動によって測定される包括利益や、ストック情報である公

正価値の情報と組み合わせられることによって有用な情報を提供することになると考えている。利用者の多くは、純利益と包括利益の2つの指標を表示することを支持しており、我々は、財務諸表におけるこのような表示は妥当であると考えている。ただし、それぞれの指標は独立の指標であって、同じ計算書で記載する場合には、それらの調整（すなわち、リサイクリング）がメカニズムとして必要である。

11. さらに、我々の法域の利害関係者からは、次の意見が聞かれている。
  - (1) 現金の流入を伴う株式売却という事業活動の成果が純利益に反映されないこととなる。したがって、FVOCI オプションを適用する金融商品について、その他の包括利益を純利益にリサイクリングすることを禁止する IFRS 第9号の現行の取扱いは、企業の業績を忠実に表現しない結果を生み出している。
  - (2) 親会社に帰属する純利益を基礎とする配当性向を株主還元の指標として示す企業は多く、特に配当収入の獲得を目的として投資を行う利用者にとって、親会社に帰属する純利益に現金の流入を伴う損益が一部含まれていないことは、当該利用者の投資意思決定に影響を及ぼすことになる。
  - (3) 多くの投資家は、企業の業績指標として包括利益ではなく純利益を利用している。そのため、ノンリサイクリングの理由の1つである利益の二重計上よりも、現金の流入を伴う株式売却に伴う損益が純利益に含まれていないほうが、投資意思決定において弊害が大きい。
12. なお、前項の意見は、我々の法域において、過去から、企業の業績として包括利益よりも純利益が有用であると考えられていることが背景にあると考えている。
13. また、我々は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品については、リサイクリングが要求されていることに着目している。我々は、IASB が資本性金融商品の減損損失を改めて定義し、負債性金融商品の会計処理との整合性を図るために、リサイクリングを要求することを検討すべきであると考えている。

#### 適用範囲

14. IFRS 第9号のFVOCI オプションに係る結論の背景（IFRS 第9号 BC5.21 項）では、プッタブル金融商品（又は清算時にのみ企業の純資産の比例的な取り分を他の当事者に引き渡す義務を企業に課す金融商品）は資本性金融商品の定義を満たさず、FVOCI オプションに適格ではないと暗示している。
15. 我々の法域の利害関係者からは、IASB が前項で示した FVOCI オプションの範囲を

限定するような記述を見直すべきであるとの意見が聞かれている。これは、IAS 第 32 号に従い、プッタブル金融商品を資本性金融商品として取り扱うことが整合的であり、直接保有する資本性金融商品と単なる管理目的でファンドを通じて保有する資本性金融商品とで会計処理が異なるべきであるかどうか疑問があるとしている。

16. また、FVOCI オプションは投資の性質や目的を考慮したうえで認められた会計上の選択であることから、我々の法域の利害関係者から、FVOCI オプションの適用範囲を資本性金融商品に限定する必要はないとの意見も聞かれている。

#### 会計上の取扱い

17. FVOCI オプションを適用している資本性金融商品であっても、当初認識時に公正価値と取引価格が異なる場合、IFRS 第 9 号 B5. 1. 2A 項に従い公正価値と取引価格の差額は最終的に純利益で認識することを要求しており、当初測定と事後測定で会計上の取扱いに不整合が生じているとの意見が聞かれている。

#### 開示要求

18. FVOCI オプションを適用した資本性金融商品については、銘柄別の情報開示が要求されている（IFRS 第 7 号 11A 項(1)）が、我々の法域の利害関係者からは、情報の有用性が低いことから、開示要求の削除又は他の開示方法への変更を検討すべきとの意見が聞かれている。

#### **(資本性金融商品の公正価値測定)**

19. 我々の法域では、公正価値の変動によって得られるキャピタル・ゲインの獲得を目的とせず、事業の遂行上、取引先との関係の構築、維持及び強化のために保有し、事実上売却が制限されるような資本性金融商品に対する投資が行われる場合がある。
20. IASB と同様に、我々も、売買目的で保有する金融資産は純利益を通じて公正価値で測定すべきであると考えている。しかし、このような資本性金融商品の公正価値の変動を、企業の投資活動の成果として純利益に含めて認識すべきではないと考えている。
21. 我々は、ストック情報としての公正価値が目的適合的な情報を提供する場合であっても、フロー情報としての公正価値の変動が目的適合的な情報を提供しない場合には、当該変動を純利益に含めて認識すべきではないと考えている。第 19 項に示し

た資本性金融商品について、企業が FVOCI オプションを選択しなかった場合には、純利益を通じて公正価値で測定することになるが、企業の事業活動の忠実な表現という観点から、必ずしも目的適合的な情報を提供しないと考えている。

22. ほとんどの場合、非上場株式は、第 19 項に示した資本性金融商品の特徴を有していると考えている。このような非上場株式を公正価値により測定する場合、譲渡制限が付されていることが一般的であって、取引市場が存在しないことから、企業は、IFRS 第 9 号の要求事項に従い、経営者による見積りを含む観察可能でない様々なインプットを考慮することになる。その結果、非上場株式の公正価値は見積りの不確実性が非常に高いものとなる。
23. このように非常に高い不確実性を伴う公正価値で測定される資本性金融資産について、企業が FVOCI オプションを選択するか又は売買目的で保有（通常は想定されない）しない限り、このような金融資産の公正価値の変動は純利益に含めて認識することになる。この点について、恣意的な収益が計上されるリスクがあることに強い懸念を示す意見が、我々の法域の利害関係者から聞かれている。また、費用対効果の観点から過大なコスト負担につながっているとの意見が聞かれている。
24. したがって、我々は、第 19 項に示した資本性金融商品について、IASB が、引き続き公正価値の変動を純利益で認識すべきかどうか検討すべきであると考えている。これらの資本性金融商品のうち、特に非上場株式については、純利益を通じて公正価値で測定する金融資産として取り扱うべきかどうか、IASB が見直すべきであると考えている。

#### 質問(b)

##### 我々の法域における FVOCI オプションを適用する程度

25. 我々の法域において IFRS を適用する上場企業では、主に投資先との取引関係の維持又は強化を目的として保有する資本性金融商品（具体的には、株式）に対して、FVOCI オプションが適用されている。
26. 前項で示すとおり、FVOCI オプションの会計処理は、広範な企業に影響を与えるものであるため、IASB は当該オプションの取扱いの見直しに着手すべきであると考えている。

## 質問 5 — 金融負債と自己の信用

(a) 自己の信用の影響の OCI への表示についての要求事項は当審議会が意図したように機能しているか。賛成又は反対の理由は何か。

当該要求事項（関連する開示要求を含む）が当審議会の目的を達成したかどうか、特に、当該要求事項が金融負債の適切な母集団を対象としているかどうかを説明されたい。

(b) 金融負債に関して、この適用後レビューの一部として当審議会が考慮すべきであると回答者が考える他の事項はあるか（セクション 6 で議論している条件変更は除く）。

その事項及びそれが適用後レビューにおいて当審議会が行う評価と関連する理由を説明されたい。

質問(a)及び(b)

27. 上記の質問項目について、具体的な意見は聞かれていない。

## 質問 6 — 契約上のキャッシュ・フローの条件変更

(a) 契約上のキャッシュ・フローの条件変更についての要求事項は当審議会が意図したように機能しているか。賛成又は反対の理由は何か。

IFRS 第 9 号の 5.4.3 項を適用する目的上、どのような変更を金融資産の条件変更と考えるのか及び IFRS 第 9 号の 3.3.2 項を適用する目的上、どのような変更を金融負債の条件変更であると考えたかを説明されたい。当該各項（及び条件変更に関する開示要求）の適用は、財務諸表利用者に有用な情報をもたらしているか。

(b) 契約上のキャッシュ・フローの条件変更についての要求事項は一貫して適用することができるか。賛成又は反対の理由は何か。

当該要求事項により、金融資産又は金融負債が条件変更されているかどうか及び条件変更が認識の中止を生じさせるかどうかを企業が一貫した方法で評価することが可能となっているかどうかを説明されたい。当該要求事項は金融資産と金融負債とで異なる方法で適用されていたか。

実務の不統一が存在する場合には、その不統一はどのくらい一般的であるのか及び企業の財務諸表に対する影響を説明されたい。

質問(a)及び(b)

28. IFRS 第9号では、「条件変更」の定義が存在していないため、我々の法域の利害関係者からは、実務上の多様性が生じている場合があるとの意見が聞かれている。どのような状況が「条件変更」に該当するかを明確化するために、IASBは、「条件変更」を定義することを検討すべきとの意見が聞かれている。

#### 質問7 — 償却原価と実効金利法

(a) 実効金利法は当審議会が意図したように機能しているか。賛成又は反対の理由は何か。

当該要求事項の適用により、実効金利法を適用して測定される金融商品について将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関する有用な情報が財務諸表利用者にもたらされているかどうかを説明されたい。

(b) 実効金利法は一貫して適用することができるか。賛成又は反対の理由は何か。

企業がIFRS第9号のB5.4.5項又はIFRS第9号のB5.4.6項（「キャッチアップ修正」）を適用する契約上のキャッシュ・フローの変更の種類、及び当該各項がどのような場合に適用されるのかの決定にあたり実務の不統一があるかどうかを説明されたい。

また、キャッチアップ修正が表示される純損益の科目及びこうした修正が通常はどのくらい重大であるのかも説明されたい。

実務の不統一が存在する場合には、その不統一はどのくらい一般的であるのか及び企業の財務諸表に対する影響を説明されたい。

上記(a)から(b)に回答するにあたり、条件付の金利及び将来キャッシュ・フローの見積りに関する情報を含めていただきたい。

質問(a)及び(b)

29. 我々の法域の利害関係者からは、実効金利の計算に含める取引コストの性質によっては、実効金利法の適用において実務上の困難を伴う場合があるとの意見が聞かれ



ている。また、我々の法域の利害関係者からは、予想存続期間を通じて分割して支払われ、支払金額が変動するような取引コストについて、費用対効果の観点から、支払の都度費用として処理する取扱いを、基準において認めることを提案する意見が聞かれている。

#### 質問 8 — 経過措置

(a) 経過措置は当審議会が意図したように機能しているか。賛成又は反対の理由は何か。

比較情報の修正再表示を免除する救済措置と移行に関する開示の要求事項との組み合わせが、財務諸表の作成者にとってのコスト節減と財務諸表利用者への有用な情報の提供との適切なバランスを達成したかどうかを説明されたい。

また、当審議会が財務諸表利用者にとっての情報の有用性を大きく減少させずに追加の経過的な救済措置を設ける余地があったかどうか、及びそれはどのような要求事項についてであったかも説明されたい。

(b) 経過措置の適用の予想外の影響又は課題はあったか。それらがあった理由又はなかった理由は何か。

分類及び測定 of 要求事項を遡及適用する際に、財務諸表の作成者が直面した予想外の影響又は課題があれば説明されたい。そうした課題はどのようにして克服されたか。

質問(a)及び(b)

30. 上記の質問項目について、具体的な意見は聞かれていない。

#### 質問 9 — その他の事項

(a) IFRS 第 9 号における分類及び測定 of 要求事項の適用後レビューの一部として当審議会が検討すべきであると回答者が考える追加の事項はあるか。ある場合、当該事項はどのようなものか、また、検討すべきだとする理由はなにか。

それらの事項を適用後レビューの目的の文脈において考慮すべきである理由、及び指摘された事項の一般性を説明されたい。関連性がある場合には、実例及び裏付けとなる証拠を示されたい。

(b) IFRS 第9号の開発全般に対する当審議会のアプローチを考慮して、当審議会の将来の基準設定プロジェクトに有用なインプットを提供する可能性のある学んだ教訓についての意見があるか。

質問(a)及び(b)

31. アウトリーチの結果、我々の法域の利害関係者からは、次の事項について意見が聞かれている。

**(組込デリバティブ)**

32. 我々は、金融資産が主契約である混合契約について、一定の要件を満たす場合、分離して個別に会計処理すべきであると考えている。分離処理は、金融商品が異なるリスク特性を有する要素で構成されているという経済的な実態をより忠実に表現することにつながると考えられる。この観点からは、混合契約の主契約が金融資産か金融負債かによって、異なる取扱いをすべきではない。

33. なお、一部の企業（主に金融機関）では、主契約と組込要素が別個に管理され、組込要素と類似の特徴を有するデリバティブ商品を単独でも取引しており、そのデリバティブ商品と組込要素が集合的に管理されている場合がある。このような企業では、金融資産が主契約である混合契約を分離することで、会計上の mismatches の抑制にもつながると考えられる。

34. 米国会計基準では主契約が金融資産か否かに関わらず、会計基準の要求事項を満たす組込デリバティブは分離処理することとされている。グローバルなコンバージェンスの観点からも、IASB は組込デリバティブの取扱いを見直すべきと考える。また、金融資産が主契約である混合契約について、組込要素を分離処理することは、第5項から第7項で示した金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性に係るガイダンスの複雑性に関連する課題を解消することにつながる可能性があると考えられる。

**(当初認識時の公正価値と取引価格が異なる場合の会計処理)**

35. 当初認識時の公正価値が、活発な市場における相場価格（レベル1インプット）の証拠がある場合、又は観察可能な市場からのデータ（レベル2インプット）のみを用いた評価技法に基づいている場合を除き、当初認識時の公正価値と取引価格との差額を繰り延べることが要求されている。一方、事後測定では、当該差額の繰延処理の要因となる市場で観察可能でないデータ（レベル3インプット）が変動するこ

とによる金融商品の公正価値の変動を、純利益で認識することを要求しており、当初認識と事後測定で会計上の取扱いに不整合が生じている。

36. IFRS 第 9 号の要求事項は、IFRS 第 13 号の公正価値ヒエラルキーと整合していない部分がある。さらに、当初認識時の公正価値と取引価格との差額を繰り延べる会計処理の根拠が基準において明確ではないとの意見が聞かれている。
37. また、米国会計基準では当初認識時の公正価値と取引価格が異なる場合には、これらの価格の差額は純利益として認識することとされている。グローバルなコンバージェンスの観点からも、当該差額自体の性質を踏まえた取扱いの見直しを検討すべきとの意見が聞かれている。

#### **(金融保証契約)**

38. 本情報要請の個別の質問に含まれていないが、我々の法域の利害関係者からは、金融保証契約の所有者の取扱いについて、IFRS 第 9 号で明確化すべきであるとの意見も聞かれている。

以 上